

被害者が創る条例研究会 2018年度事業報告

1. ブックレット「すべてのまちに被害者条例を 第2版」の作成、配布

地方公共団体における被害者支援、被害者条例の必要性について、わかりやすく基礎的な内容は維持しつつ、事例やコラム欄を加筆するなどの改訂を施し、第2版として1500部印刷・製本した。

配布先として、全国の都道府県・政令市の犯罪被害者等施策主管課、都道府県警察の犯罪被害者支援室、犯罪被害者支援関係機関・団体などに送付した。また、下記ワークショップ・シンポジウムの参加者にも配付するとともに、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体などにも送付した。

2. 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案 第4版補訂」の作成、配布

2016年に発行した第4版について、2016年～2018年に公表された新しい条例の内容を検討し盛り込んだ補訂版を作成し、500部印刷・製本した。大幅な改訂作業は、翌年度に行うこととした。

下記ワークショップの参加者のほか、問い合わせのあった地方自治体に配布した。

3. ワークショップ（出張講座）の実施

全国各地に当団体会員が赴き、冊子およびブックレットの理念や内容の詳細について説明し、意見交換を行うワークショップを4回実施した。広島、千葉、東京、新潟で、犯罪被害者支援団体や弁護士会の協力を得て開催した。

4. シンポジウムの実施

東京と広島でシンポジウムを主催し、高知では犯罪被害者支援に関するシンポジウムを後援した。その地域に居住する犯罪被害者や犯罪被害者支援団体、弁護士会、保護観察所などの協力を得て開催した。

5. 矯正教育関係者との連携

上記シンポジウムを保護観察所にも広報し、保護観察所職員や保護司も出席した。

保護観察所と犯罪被害者や支援者との意見交換会の企画を検討し、犯罪被害者と支援者との意見交換会について保護観察所職員や保護司にも広報することとした。保護観察所や保護司も出席し、率直な意見交換の場となった。

6. その他

全国の犯罪被害者や地方自治体議員、弁護士などから市町村や都道府県に対する犯罪被害者支援体制充実の働きかけに関する相談や情報提供があり、対応した。